

再資源化に必要な行為を実施する者  
再資源化に必要な行為の用に供する施設一覧 (エアバッグ類)

2026年2月9日

## IV. エアバッグ類積替保管場所 実施者・施設

実施者 氏名又は名称	施設 (事業所) 名称	区分	施設 (事業所所在地)	産廃施設 の 該当有無
T2 サイトロンパイロテクニクス株式会社	T2-① 高崎事業所	積保	群馬県高崎市浜川町760番地	無し
合計 1社	合計 1事業所		—	—

”注” 市町村合併に伴う事業所所在地変更などの場合、様式3は【差し替え】として提出する。  
この場合、添付書類の業の許可証、敷地図面、登記簿謄本又は賃貸契約書の提出は不要。